

# 総務産業常任委員会記録

1. 開催日時 令和 7 年 9 月 18 日(木) 午前 9 時 30 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 重廣委員長・中平副委員長・首藤委員・谷村委員・米弥委員  
田村(大)委員・上田委員・吉津委員・重村委員
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 大庭局長・杉村次長補佐
8. 協議事項  
9 月定例会本会議(9 月 12 日)から付託された事件(議案 5 件)
9. 傍聴者 2 名
10. 会議の概要
  - ・ 開会 午前 9 時 30 分 閉会 午前 11 時 13 分
  - ・ 審議の経過及び結果  
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和 7 年 9 月 18 日

総務産業常任委員長

重廣正美

記録調製者

杉村紀子

**重廣委員長** 本日の出席委員については委員9人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、総務産業常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いします。それでは、これより、本委員会に付託されました議案5件について、審査を行います。お諮りします。委員会での議案審査の順序は、付託議案番号順となります。審査の都合により、別紙、一覧表のとおり変更することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「ご異議なし」と認めます。よって、議案審査の順序を変更することに決定しました。はじめに、「議案第3号令和7年度長門市湯本温泉事業特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**観光スポーツ文化部長** 補足説明は特にはございません。

**重廣委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

**田村大治郎委員** それでは、湯本温泉特別会計につきまして1件質疑をさせていただきます。職員人件費の補正、8万3,000円出ておりますけれども、この理由についてお願いいたします。

**施設管理班主査** 補正内容につきましては、給与改定による職員費の増額として予算計上させていただいております。

**重廣委員長** ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第3号の全般にわたりご質問はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑がないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩いたします。委員の皆さんには自席で待機をお願いいたします。

休憩 9:33

再開 9:34

**重廣委員長** 休憩前に引き続き、会議を始めます。次に、議案第17号「長門市総合文化財センター条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**観光スポーツ文化部長** 補足説明は特にはございません。

**重廣委員長** 補足説明もないようでございますので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

**米弥委員** こちらの条例なんですが、観覧料を有料化するとあります、具体的な料金体系が決まっていれば教えていただけますでしょうか。

**スポーツ文化交流課長** 料金体系の具体的なところというところでお答えさせていただければというふうに思います。観覧料につきましては、個人の方につきましては、一般の方は 500 円、高校生以下の方につきましては 200 円を考えております。また、団体は、20 名以上の方で団体として入館される場合につきましては、一般の方は 400 円、高校生の以下の方は 150 円を考えております。

**米弥委員** こちらの市民は無料で他市の方は有料となるわけなんんですけど、この他市の方への周知方法はどのような方法を取られる予定ですか。

**スポーツ文化交流課長** まず、市内向けにつきましては、市広報等で事前に周知させていただければというふうに思います。また、市内、市外の方も含めまして、ホームページ、facebook、ヒストリアが持っている SNS 等での周知ということも考えております。

**米弥委員** 当初、このヒストリアながとが出来上がった時に有料化にするべきではないかという意見もあったと思いますが、なぜ今有料化と考えられたのか、お尋ねをいたします。

**スポーツ文化交流課長** 林哲也議員の質疑通告で市長が答弁しているところもあるんですけども、開館 3 周年を迎えて、通年を通しての企画展を実施するなどコンテンツの充実が図られてきたことなどを含めまして、有料化ということを検討させていただいて、この度、議案上程というふうにさせていただいております。

**中平委員** 今の有料にした場合の観覧者数のことで、これ市民は除外されてもいいので、見込みをどの程度見られてるのかをお伺いいたします。

**スポーツ文化交流課長** 市外の方の来館者見込みというところでお答えさせていただければというふうに思うんですけども、ヒストリアながと、現在無料のため、来館者おひとりおひとりにちょっと接してないというか、接客をしておりませんので、正確な数値としてはお答えすることは難しいんですけども、来館者アンケートというのを実施しております。回収率としては 5% という程度にとどまるんですけども、アンケートの集計上の市外來館者については 27% 程度ということは把握はできております。ただし、アンケートの結果、アンケート書かれる方は市外の方が多いかなというふうに思っておりまして、実際の市外の来館者は 1 割から 2 割程度かなというふうには見込んでおります。

**首藤委員** 来場者数をカウントしてなかったっていうことだと思うんですが——カウントはされてる。(「来場」と呼ぶ者あり)それ、市外の方は有料化するということで、それをコンテンツ流通のための収入源とするということだと思うんですけども、これを有料

化することによってどれぐらいの収益になるかっていうのは計算されてらっしゃいますか。

スポーツ文化交流課長 令和6年度の実績数値としての来館者数は2,298名いらっしゃいます。大体1割と考えまして、全部一般の方というふうな想定をすると、10万円から20万円ぐらいになるのかなというふうには見込んでおります。

首藤委員 1割の方を市外の方というふうに見込んでということでいいんですか。

スポーツ文化交流課長 委員おっしゃる通りです。

田村大治郎委員 今、首藤委員から質問のあった内容に関連するんですが、今回、有料化をすることによって収入を得るわけですが、この収入はどこの財源に充てられる予定でしょうか。

スポーツ文化交流課長 財源充当につきましては来年度予算でお示しさせていただければとは思うんですけども、来館者——他館というか、そういった取り扱いについては文化財保護費のほうに充当されるのかなっていうふうに思っております。

田村大治郎委員 それでは、この観覧料500円と、それから高校生が200円、この金額を決められた根拠につきまして、例えばほかの他市の施設を参考にされたとか、何かほかの指標がありましたらお願いします。

スポーツ文化交流課長 500円の決定理由というところなんですけども、市内にある金子みすゞ記念館及び香月泰男美術館の観覧料を参考とさせていただいております。

重廣委員長 ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第17号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないで、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第17号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第17号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆様は自席で待機をお願いします。

— 休憩 9:41 —  
— 再開 9:42 —

重廣委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第11号「長門市情報通信関連企業等集積拠点施設条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

経済産業部長 補足説明は特にございません。

重廣委員長 補足説明はないようでございますので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村大治郎委員 それでは、これちょっと市民注目の事業ですので、いくつか質問させていただきますけれども、まず、条例の第4条行きます。4条の拠点施設が行う事業、拠点施設が行う事業を行う主体はどこという想定でしょうか。

企業誘致・まちづくり推進課長 これは施設管理者ということになります。

田村大治郎委員 それでは、同じくですけれども、企業の誘致とありますけれども、この企業の誘致ってのはどういった内容を指すのでしょうか。

企業誘致・まちづくり推進課長 これは、我々が今進めております企業誘致戦略に基づきまして、情報関連企業等を、それから、それ以外の一次産業から三次産業までの企業を長門市に誘致をすることになります。

田村大治郎委員 その事業に関しまして、昨日の予算委員会の際に、1年間は直営でやる、その後は指定管理にというふうなことをおっしゃってましたけれども、これが1年後に指定管理者に移行した場合に、これを指定管理者がやるということですか。

企業誘致・まちづくり推進課長 委員お見込みのとおりでございます。

田村大治郎委員 わかりました。それでは、続きまして、この4条のところに、人材育成及び交流促進に関する事とあります。人材育成というのは具体的にどういうことでしょうか。それから、育成する人材についてですけれども、どのようなグループに属する人のことを言うんでしょうか。その市内のそういったIT拠点に就職を希望する人なのか、それとも誘致をした、入居したIT拠点の新人研修とか、そういうことに関することでしょうか。

企業誘致・まちづくり推進課長 我々の想定といたしましては、一般市民の方々でそういう情報関連通信企業等に就職できるような、スキルアップだとか、そういうところ考へてます。

田村大治郎委員 はい、わかりました。では、第6条をちょっとお尋ねいたします。第6条の2項に、市長が、これあとの条文にも書かれてるんですけど、市長が、施設の管理上必要な範囲で、前項は第6条の1項ですかね、前項の許可に条件を付すことができるとあります。条件とは具体的にどのようなものを想定していらっしゃるでしょうか。

企業誘致・まちづくり推進課長 やはり長門市の地場、地域企業に資するという部分が当然目的としてございますので、そういうところは今から規則の中で細かく設定していくこうというふうに考えてます。

田村大治郎委員 では、条件というものは、条例に記載をするのではなくて、施行規則かなんか作られて、そこに記載されるということでよろしいですか、

企業誘致・まちづくり推進課長 そういった企業の選定だとか運用面につきましては、規則のほうでしっかり定めていきたいというふうに考えております。

田村大治郎委員 続きまして、第10条についてお尋ねをいたします。第10条、管理上必要と認めるとありますけれども、この管理上必要と認める使用者の特別な設備と

いうのはどういったものになるんでしょうか。

**企業誘致班主査** 管理上必要と認めるというものは、今、施設の中の事務室と入口のところは機械警備、今設置する予定にしてますけど、各企業のオフィスにつきましては、もう入居企業様のほうで例えば機械警備なり、セキュリティに関するものは設置していただくというふうに今考えてますので、そういう趣旨のものになります。

**首藤委員** 先ほどの田村委員に合わせて3点ほど質問です。IT拠点っていうふうに通称呼ばれてるので、そういう事業者が多く入るのかなというふうに思っておったんですけども、先ほどの説明では、一次から三次産業者の誘致も行うというふうにおっしゃつとったんですけども、それってどういうことなんですか。

**企業誘致・まちづくり推進課長** あくまでIT拠点というのはこれ箱でございまして、我々が今実際に企業誘致活動をしているのは、その情報通信関連企業、これはIT拠点に入っていただきたいという形で交渉していきながら、それ以外に関しても、例えば農業法人だとかそういうた、一次産業等に絡むような企業についても、長門市との親和性があれば積極的にそこらへんについては誘致をしていますので、そういう意味でございます。従いまして、拠点に入るのはあくまで情報通信関連企業等というふうに定めておるところでございます。

**首藤委員** その、例えば一次産業者のオフィスが入るっていうイメージですか。それとも企業誘致だけするっていうことですか。

**企業誘致・まちづくり推進課長** 企業誘致業務っていう部分で言うと、あらゆる産業をということになりますが、拠点に入るのはあくまで情報通信関連企業ということになります。で、オフィスは、そういう企業のものはそこに入らないというふうに想定しております。

**首藤委員** 続いて2つ目です。さっき、指定管理業者がその誘致とかの業務をやるっていうことをおっしゃっておったんですけども、そういうふうなのが得意なところにお任せするっていう想定ですか。

**企業誘致・まちづくり推進課長** 当然、施設の維持管理、それからそこで行うソフト事業、このあたりが一括で行えるような企業もしくは座組というのを作っていくことは思っています。

**首藤委員** 最後になるんですけども、結構内容が、しごとセンターと割とかぶつてるところが多いかなというふうに思ったんですけど、人材育成とか、何かその育成に関するイベントとかしていこうということだと思うんですけど、そこの辺の差別化というのはどのように考えていらっしゃいますか。

**経済産業部長** しごとセンターにつきましては、これは「ひと」と「しごと」と「まち」をつなぐっていうハブ拠点施設というところで、市内の企業の情報であったり、市内にはこういった企業があるよっていうものを、子どもたち、若い就職を希望される方にしっかりと伝えていくって、そこでマッチングをしていくっていうようなことになります。です

から、キャリア教育であったり、創業とか、そういったところがしごとセンターの役割かと認識しております。拠点施設につきましては、本当にもうビジネスとして、情報通信関連企業がビジネスをそこで行うというオフィスでございますので、もちろん人材育成であったり、企業間同士の交流は行わせるんですけども、市内企業との新しいイノベーションの創出でありますように、企業の企業活動と言いますか、そういったものがやるっていうところになりますので、そういったところが性質の違いかというふうに思っております。

重村委員 それでは、何点かお尋ねします。いよいよ建物ができたときに、来年度からスタートするにあたっての条例制定ということになります。この条例制定っていうのは、私はその施設に、運用していく上でもう命を吹き込む、これが場面であろうというふうな認識であります。まず、料金がある程度設定されました。時間あたりで使うフリースペース的なところは、これは構いませんけれども、オフィスの 4,000 円、それから 5,000 円、平米あたり、月単価がですね。これについて積算根拠というのを参考にされたのか、どういった経緯でこの金額に決定されたのか、まずお尋ねしたいと思います。

企業誘致・まちづくり推進課長 同様の性質を持つそういったオフィス、貸しオフィスで、特に山口県山陽側を参考にしまして金額のほうを設定しております。それから、金額の設定に関しては、収支のバランスだとかそういったところも色々と総合的に判断した上で、A 棟が 4,000 円、B 棟が 4,500 円というふうな単価にしております。

重村委員 はい、わかりました。続いて、ちょっと指定管理のところを確認しておきたいと思います。条例設定の中で、16 条、17 条、18 条あたりに、指定管理者制度を将来的には使うということで設定されています。1 つ目は 18 条のところですね。指定管理者制度を使うときっていうのは、そこでこう入った料金収入なんかっていうのを、その指定管理者が収入として受託して、運営費用に充てていくことが多いわけですが、ここでもそのような形態となっています。これは、もう想定されているかどうかわかりませんが、数年経ってね、これはもう満室にしないといけないと思うんです。そういったときに、指定管理料っていうのは、そのマックスで考えたときに、十分に自走としてやっていくことを考えられての今回の条例制定なのか。今まで、各施設で、やっぱり市がこう建設した施設っていうのが、自走を目指しますってよく言われて、最終的にはなかなか自走ができなくて、指定管理者の料金を毎年払うというような施設が多くございます。私は、この時点でね、やっぱり満室になったときに、どのくらいの料金が上がって来て、指定管理者として自立ができるんだと。そうじゃなくて、一部はやっぱり指定管理者の、管理料を払っていかないといけないんだという認識のもとに立っているのか、どちらなのか確認をしておきたいというふうに思います。

経済産業部長 先ほど課長のほうが賃料のところを申しだと思うんですけども、基本的にはこの山陽側の単価を参考にこの賃料を設定したわけでございますが、今、

我々の試算では、年間 2,000 万円程度が維持管理で必要ではないかというふうに見込んでいるところです。賃料とのこの収支のバランスなんですけども、今現在では入居率 5 割でバランスが取れるっていうようなところで、若干皆様方には高いというイメージがあるかと思いますが、今委員お示しのとおり、将来的にこれを持続可能な維持管理できるようにするためには、ある程度、もう常に満室じゃないと維持管理ができないっていうものではなくて、もう 5 割ぐらい入っていただければ収支がとんとんっていうところで設定をさせていただいております。この指定管理につきましても、やはりこういったものってやっぱり新しいイノベーションっていうのも、私どももなかなか専門的な知識とか経験、あとはハブとなるヘルネットワーク等をお持ちの外部のほうに出したほうが、より効率的で収益を生める施設になるというふうに考えているところでございます。

重村委員 ゼひね、はっきり。だから、入居率 5 割のレベルで指定管理者には、その何て言いますかね、部屋の賃料とかで運営がしていけるという見込みだと。だから、それが 2 年後になるのか 3 年後になるか 4 年後になるかわからないけど、早い時期に自走をしてもらう指定管理者制度をにらんでの今回の条例制定だというふうに言い切ってもらつていいですか。

経済産業部長 我々とすれば、そこを目指して、あくまでもやっていきます。今なかなかやっぱり施設ができないと、今その指定管理者候補の企業であったり、そういうところも並行してアプローチは進めているところはあるんですけども、なかなか今ちょっと、どういった施設になってどうやるのかっていうのが見えない中で、なかなか手を挙げていただけないっていうのが現状でございまして、ここはしっかりと丁寧に説明をしながら、施設ができましたら、委員お示しのように、我々とすれば本当に 2 年後、3 年後には、しっかりと指定管理に移行できるようにしていきたいと思います。

重村委員 私は、条例をね、こうやってつくるときっていうのは、やっぱり将来像をきちんと描いて、だから単価も設定されたであろうし、やっぱりね、きちんと行政目的、考え方として、それは 1 年目、2 年目は難しいかもしれない。だけど、将来的にはこの施設に投資をして、長門市の経済のために建てて、それで指定管理者も自走ができる、ちゃんとシステムを考えているんなら、そういうふうに私はね、言い切っていただかないと、私たちは最後は判断しないといけないわけでしょ。私はね、それが必要だと思います。だから、「それをを目指します」とか、そのレベルしか今は言えないのかもしれないけど、部長としてはね。だけど、そういう考え方のもとに自走ということをきちんと考えて、今回条例も上程していますということはね、私たちの判断材料として言ってもらわないと、私たちも判断できないわけですよ。まあ、もう 1 回ご答弁をいただいて、もしできないようだったら、今一度で聞きますけども。

経済産業部長 確かに、この 20 社あるわけなんんですけども、この 20 室を埋めるいうのはかなり高いハードルであるっていうふうにも我々は思っておるんですが、今一

生懸命この企業誘致・まちづくり推進課が全力で取り組んでいるところでございまして、本当に今委員がおっしゃるように、我々も覚悟を持ってこの議案を挙げておりますので、ここにつきましては、きっと 2 年後、3 年後に指定管理に移行し、自走ができるというふうな形で臨んでいきたいというふうに思っております。

田村大治郎委員 ただいまおっしゃいました入居者数というか誘致企業の、21 件だったと思いますけど、こちら確か KPI じゃなかったのかと思いますが、これを達成していただかなきゃ困ると思うんですけど、いかがでしょうか。

経済産業部長 はい。うちのKPIで、デジ田の交付金を活用してこの施設を建設してるのでございますが、KPIでいけば、今 20 社の施設入居を目指すというふうなところで目標値を設定をしております。ですから、あくまでも我々とすれば、この 20 社をしっかりと埋めていくっていうところはやっていきたいというふうに思っております。

田村大治郎委員 オープン後 3 年間でという話だったと思いますから、それはしっかりと取り組んでいただきたいと思うんですけれども、重村委員の関連ということですので、ちょっと料金のことお尋ねをするんですけど、調べましたのが、今、センザキッチンの農産水産物当直売所とレストラン等の出店スペースです。月 1 平米あたり 1,830 円ということです。こちらが 4,000 円ですから、2 倍以上するということですけれども、何を言いたいかと言いますと、その 5 割を埋めていただいて、これが自走できるってことはもちろん大事なんですけれども、大事なのは、我々が以前の審査の際にご提示をいただいた KPI を達成すること。ビジネスマッチング件数であったり、イノベーション創出数であったり、誘致企業数、誘致企業雇用者数だったりというものなんですね。ですから、この高い料金、この田舎に来てくれる企業にとって、山陽側と変わらない料金設定というのが、じゃあ長門に行こうかっていうモチベーションにならないんじゃないかなっていうふうにちょっと心配をしてるんですけども、いかがでしょう。

企業誘致・まちづくり推進課長 確かに、料金が高いというご意見は理解ができます。我々が今進めている IT 抱点というのは、一般の貸しオフィスと違いまして、そこが持ってるその機能、いわゆる付加価値という部分がありまして、そこは十分料金にオンしていいものっていうふうには考えております。それから、ターゲットとしている IT 企業っていうのが、割と交通の便がいいとか、そういったところを求めてないっていうところも実はあります。そんな中で、我々は地元の産業と結びつけて、そこで雇用を生んでいく。そこで業務の効率化をしていくっていう大きな目的があります。なので、そこで料金が安いからというふうな形で飛びついてもらって、短期間で逃げてもらっても困るというところもあります。ある程度その本腰を入れた企業に来ていただきたい。そこで責任を持って長門市内の企業と結びついていただいて、共に発展をしていただきたいというメッセージもありますので、そういう意味では、この料金でしっかりと交渉していきたいというふうに考えております。

田村大治郎委員 その料金に関連をしまして、18 条の 2 項についてお尋ねをします。

利用料金の範囲内っていうふうに記載があります。基準額の 10 分の 15 を乗じた範囲内なら基準額を下回る料金となることもできるかと思うんですけれども、この条例の条文の読み方についてですけども、そういう解釈でよろしいでしょうか。

企業誘致・まちづくり推進課長 お見込みのとおりでございます。

田村大治郎委員 はい、わかりました。若干安心をしました。市長は、指定管理者が定める利用料金を承認をするとありますけれども、どのような基準で承認をすることになるでしょうか。今の 18 条の 2 項に関連してお尋ねをいたします。

企業誘致・まちづくり推進課長 これは、今、条例で定めております金額を指定管理者のほうで上乗せしたり、逆に言うと減額したりできるというところでございます。そのあたりが、適正にその事業を運営していくことができるのか、そういうところを判断しながら、市長が最終的に判断するという形になります。

吉津委員 今、賃料の話が、山陽地区の参考にされてこうやられてるっていうことだったんですけども、こう、山陰側にしてみれば少し高い設定なのかなっていうのはちょっと思うんですけども、利益追求系ではない事業所、就労支援等の、福祉系の事業所が入居したい場合に、この賃料が高いっていうのはちょっとハードルになってくるのかなとも考えられるんですけども、福祉系の事業所が入る場合に、特例として家賃の減免制度なんかのことが、条例等で考えられないのかっていうのをちょっと 1 点お伺いしたいと思います。

企業誘致・まちづくり推進課長 今、情報通信関連企業に関しましては、サテライトオフィス補助金という形で、イニシャルそれからランニングに対して補助金を設けております。したがいまして、これも、ここに入居される企業に関しましても、進出協定というきちんとした手続きを踏めばそこは利用できるわけでございます。どうしてもその企業分類を細かくしていかなくちゃいけないっていうところがあって、現在のところ、そ障害者の就労支援等の施設に関して別枠でその補助をする、もしくは減免するということは今想定をしておりません。

上田委員 やはり、そりや確かにパソコン 1 つで仕事ができるような会社にとって、その賃料云々っていうのは全然別物っていうような発想なんでしょうねけれども、そこはやはり、今吉津委員が言わされたように、何かしらやっぱりそのハードルっていうのはやっぱあると思うんですよね。賃料っていうのはやはり再考するようになっていう、設けておかないと、というふうに思いました。もう 1 件、いずれ将来指定管理になるであろう業者さんと原課のその繋がりと申しますか、どこまでって言っちゃいけない、企業誘致云々っていうのも引き続きずっとやっていくようになると思うんですね。その時のその関係性みたいなものを、ちょっともし言葉で表現できるならお願ひしたいと思います。

経済産業部長 賃料については、まあ我々も本当にこう持続可能となるような指定管理でしっかりとやってもらえるっていうようなところで設定をしておりますけども、再考のところは、またちょっと頭に入れておきたいと思いますが、我々ももうこの 2、

3 年企業誘致をやってきてまして、その企業の方とお話をする機会はあるんですけども、家賃じゃないんだと、仕事があるかどうかっていうのがすごく大事なんだっていうところと、やっぱ、あと雇用が、やっぱ人手不足が、かなりやっぱりデジタル業界の方も、かなりやっぱり都市部でもなかなか人手を確保するのは難しいとも聞いてますので、そういう意味ではやっぱり田舎のほうがポテンシャルはあるというようなところは企業のほうから聞いておりますので、決して、この賃料が、そこは高いからちょっとねっていうようなところは我々が感じるニュアンスでは、ないんではないかなと思っております。それと、指定管理事業者と原課との関係性についてのお問い合わせでございますが、これまでどおり、現在も戦略的企業誘致推進業務っていうかたちで、民間の企業にプロポーザルで業者を選定して、その選定企業のネットワークを使いながら、誘致活動を進めておるわけでございますが、今後、指定管理になった暁にも、しっかりと入居率 100%がずっと維持できるような形を目指さないといけないと思っておりまして、そこはしっかりと連携をしていくっていうところと、市長が申しております、やはり情報通信関連企業だけじゃなくて、先ほど課長も申しましたが、一次産業から三次産業まで幅広い企業誘致を我々としては進めていきたいと思っておりますので、これを 1 つのフックにして、市内全体への企業誘致活動に広げていきたいと考えているところでございます。

田村大治郎委員 それでは、その指定管理者についてお尋ねをします。聞こうかと思ったんですけど、今なんかお答えになられたような気がしたので、もしそれが正解というか回答であれば、そのとおりで結構なんんですけど。指定管理者の選定についてお尋ねをいたします。今現在、プロポーザルでコンサルタント業務していらっしゃる事業所さんがありますけれども、こちらはそのまま指定管理者になられるっていうふうな今ご回答だったでしょうか。それとも公募されるんでしょうか。

企業誘致・まちづくり推進課長 これはちょっと補正予算のほうでもご説明をいたしましたが、まず、指定管理に向けて、その指定管理料をいくらにするかっていうところの根拠となる今、情報っていうのがあまりにもこう少なすぎて、各対象企業に見積もりを取ったところで、そこにはらつきがあることから、1 年間直営で行って、そこら辺の指定管理料をしっかりと、数字となるものを拾っていきたいというところが、1 年間直営で回す理由でございます。指定管理者につきましては、今現のコンサル担当企業はもちろんその候補者になると思いますけれども、一般公募という形でプロポーザル審査を行ったのち、議会に指定管理者の指定という形での議案を上程をして決定するという運びになります。これは一般的な業者選定と同じスキームで行うことになります。

首藤委員 このプロポーザルの業者さんっていうのは市内の業者さんですか。それとも、市外の業者さんですか。

企業誘致・まちづくり推進課長 ちょっと確認です。それは次年度以降、指定管理をする場合の企業ということになるのでしょうか。それであれば、なかなかこう、施設を

管理しながらそういういたコーディネート業務を行なうていう部分で言うと、市内企業に限らず、全国公募という形を取らざるを得ないというふうに考えてます。

首藤委員 先程のプロポーザルでお話、見積もりを取ってみたいなことを言っていたので、もうすでに話が進んでることなのかなというふうに思って質問しました。

企業誘致・まちづくり推進課長 見積もりを取ってるっていうのは、同種の施設を、例えば行政から指定管理を受けてやられていたり、それから独自に運用されてたりという企業と接触しまして、そこから漠然と、これぐらいの施設だったら、どれぐらいになりそうですかっていう形での見積もりを取ってます。それにつきましては、市内の企業ではございません。

首藤委員 ちょっと話が戻るんですけども、5割の部屋でペイできるっていう話やったんですが、今こう営業かけとて、市長の話はまだ数件お話を進んでいるというのに過ぎないということだったと思います。それで、今具体的にどういった方法でお声がけしてくるんでしょうか。

企業誘致・まちづくり推進課長 これは、IT拠点の入居に関わらず、我々が今企業誘致という形で全般的に取り組んでいるのは、コーディネーターのほうとしっかり相談をしていきながら、都市部でコーディネーターの方がお声がけをいただいたりとか、我々もイベントに出かけていて、そこで名刺交換をしたり、そういうところから脈がありそうっていうとちょっと言い方悪いんですけど、可能性がありそうなところに関してアプローチをしているという形を取っております。

首藤委員 ちょっとこの条例自体の話とはずれてしまうかもしれないんですけど、そもそも、ほかの事業でもなんでもそうですけど、なんかもの作ってから事業計画始まるじゃないですか。よって、今回でも、入ってくるかどうかがわからんものに対してまず箱を作ってしまうほうが先行してしているんで、箱ができるから条例作るっていうふうな順番なってるから、なんか計画して、どれぐらいの見込みがあってからいざ走り出すとかできたほうがいいというふうに思うんですけど、それに関して、今後どんな事業に対してもお示しいただきたいなというふうに思います。この発言はそうしてほしいということだけで、答弁は求めません。（「今一度で」と呼ぶ者あり）

田村大治郎委員 第5条関係の別表第1というところについてお尋ねをします。コワーキングスペース、イベントスペース、ミーティングスペース、厨房・カフェスペースの供用時間はのとこなんんですけど。供用日、土日、休日及び12月29日から1月3日までの期間を除くとあるんですけども、これ目的外使用になるかどうかのところで、具体的に書きにくいところではあったと思うんですけども、地域の方が、新しい施設ができると、ここを利用できる、そのカフェのスペースだったりとかってのは利用できるんですけど。そういうところ利用できるんじゃないかということ、とても期待してらっしゃいますけれども、土日と休日が利用できないということになりますと、地域のコミュニティの方の利便性が下がるんじゃないかというふうな気がしております。この

辺りの見解をお伺いします。

経済産業部長 今、開館時間と土日、祝日開けないのかというお尋ねだと思います。我々、やっぱりこう、まずはこの入居される企業の利便性っていうものがまずは大事かなと思ってまして、その中で、地域の方々にも一部を開放してしっかりとカフェとかっていうところも使ってもらいながら、コワーキング使ってもらいながら、地域住民と入居企業との交流も狙いの 1 つではあるわけなんですが、この開館時間、同様に、この平日に利用されることが実態としてあります、この入居企業におけるイベントとかセミナーの開催とか色々こう広くご利用いただけるように柔軟に対応していきたいなと思っておりますが、基本的には、土日はその入居企業も土日は休むというようなところになってますので、現在のところは土日、祝日は開けないというふうな判断しております。

田村大治郎委員 よくわかりました。よくわかりましたというか、これはこれまでにも説明を伺ってますので、重々承知をしておる内容でございます。これ当初、デジタル田園都市国家構想交付金地方創生拠点整備タイプを活用してこの事業をスタートされました。それが、今名前が変わって、新しい地方経済生活環境創生交付金になっておりますよね。で、この交付金の目的ですけれども、地方の持つ潜在的な可能性を最大限に引き出し、持続可能な社会を構築することを目的とした補助金制度であって、地方公共団体が自らの創意工夫に基づき、地域の特性を生かした独自の取組を国が投資をするものであります。地域の皆さんとのコミュニティへの開放というのが、この施設の目的と私は矛盾しないと思うんですが、見解をお伺いします。

経済産業部長 今、カフェレストラン等については、この土日っていうところも今ちょっと施設の構造上できるかどうかっていうのはまだあるんですけども、土日カフェとかっていうものは開放しようとは思っております。今の一般市民の方々がどういった、色々利用目的あると思うんですけども、基本的には地域交流プラザがございますので、我々とすれば交流プラザのほうを積極的に使っていただければというふうにも思っておりますが、とはいって、やっぱりあそこ、湯免自治会の方とか色々なところはあると思って、自治会がどういった使い方をできるのかっていうようなところは、自治会の方とも相談しながら柔軟に対応していきたいっていう考えでございます。この第 2 世代交付金の用途と当たるのかっていうところなんでございますが、我々とすれば、基本的には計画は今までのデジ田交付金と同様の計画で国のほうとも調整を行いまして、第 2 世代交付金で今回申請しておりますけども、特段指摘事項もなく行っておりますので、そこに差異はないのかなというふうに認識してるところです。

田村大治郎委員 デジ田の交付金の時ですけれども、この交付金の目的に先ほどの地域コミュニティの開放との関係がどうなのかというところで、これは書いてはないんですけど、その地域に限らず、市内の高齢者と言ったらまた怒られるかもしれませんけど、デジタルデバイドの解消であったり、デジタルトランスフォーメーションの促進で

あたりっていうふうな波及効果があるんじゃないか、この施設の完成によってあるんじゃないかと思っております。例えばスマート講座みたいなものを、そこを会場にして土日に市が開催するとかっていうこともあるんじゃないかなというふうに思ってまして、ここに、条例に土日が休館って書いてあると、そこが引っかかるのかどうかっていうのがちょっと不安なところだったんですけども、そういう場合について見解を伺って、終わりにします。

経済産業部長 今、高齢者対策、デジタルデバイト等、もちろん入居される企業の方のこの人材育成事業の1つにも、我々とすれば、想定している事業の1つではございます。今、ドコモさんとかと連携しながら、地域交流プラザを使ってデジタルデバイトのぶちとつながり生活優待券の時も合わせて、結構そういう、スマート操作講座みたいなのは行ったところではあるんですけども、この拠点施設でそういうことをやる場合、また土日というところになった場合は、そこは柔軟に対応して開けていこうというふうに思っております。

谷村委員 田村委員とちょっと関連しますけれども、この施設ができる前、債権者のちょっとすぐ隣の企業からの話なんですけれども、債権者の方から、施設とか駐車場を借りてたけれども、この施設ができることによって色々とそういったことをやめてほかに求めないといけないとか、駐車場も使ってたんですけども、それもまた場所を求めて変わられたんですけど、その駐車場の、その近隣の方の駐車場の共有ということを考えていらっしゃるかどうか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

企業誘致・まちづくり推進課長 本施設の駐車場に関しては、障害者用の駐車場2画でして、一般のオフィスに入られる企業だと、それから、それを利用される方っていうのは、道路を挟んで反対側の香月泰男美術館の間にある市の市有地のほうを今、駐車場として考えておりまして、その施設そのものに駐車場がないので、その辺りにつきましては、近隣の企業とはしっかり話ををして、ご納得をいただいているというふうな認識でございます。

谷村委員 就労支援Bっていう会社があるんですけども、そこが主に使ってたということなんんですけど、そういう共有は考えていらっしゃるかどうか。

企業誘致・まちづくり推進課長 元々債権者が管理していた時から、空いてるんだつたら使わせてくれっていうような形でのお話をうたうと思います。当然それを市が購入いたしまして、これから整備をしていくという段階で、近隣の施設管理者とはしっかり話ををして、その駐車場に関してもご納得をいただいているというふうな認識でございます。

重廣委員長 それでは、今一度、議案第11号の全般にわたりご質疑はございませんか。

重村委員 それでは、今回の条例制定について、今一度、副市長の見解をお聞きしておきたいと思います。この関連の結局、議会の議決っていうのは、当初から反対の方もいらっしゃった。その中で、改選もその途中ありましたけどね、苦渋の決断をして、

各議員が今に至ってるというふうに思ってます。ですから、この事業っていうのは、色々見えない部分もあるかもしれないけど、成功させないといけないというのが大前提にあります。今回の条例制定されて、結局、指定管理者のことも明確に条例にこう明記されて、1つの鍵になるのは、やはり、指定管理者が誰になる、どこにお願いするのかということで、質疑の中でも、担当課長のほうから、部長からもご発言ありましたけどね。これは、副市長のほうの見解だけ確認しておきたいと思いますけど、今回の条例制定、そして、あそこの施設を運営していくにあたっての指定管理者の、副市長の考え方、それから、その部分の中の自走についても、ご見解を、確認しておきたいというふうに思います。

副市長 まず、指定管理者についてのご質疑だったと思いますけれども、先ほど来、部長以下でご答弁申し上げましたように、今回の指定管理者を決めるについては、当然、開館当初から、本来なら指定管理者制度に移行させるべきだったとは思いますけれども、本会議での質疑にもありましたように、やはりこの1年は、どのくらい運営費がかかるのか、見極めたいということもありました。そして、先ほど答弁申し上げましたように、いわゆる5割の入居があればこの運営費2,000万円の運営費は賄えるというところで、使用料の設定もさせていただいたところでございます。しかし、今回の指定管理者、このIT拠点ビルの指定管理者は、単なるビルの運営管理者ではないんです。第4条の事業内容にございますように、企業誘致なり、集積、そして人材の育成、交流促進、このような、4つにわたる事項を管理していかないといけない。ということは、単なる運営管理者だけではなくて、その誘致企業がその施設に入ってコーディネートを受ける。そして生産性を上げる、そして市内のいわゆる既存の地場産業と化学反応を起こして、市内企業の生産性を上げていくという目的が一方にはございます。これは大事な目的でございます。となると、それなりのネームバリュー、そしてブランド、そういうものを兼ね備えたいわゆる企業さんに指定管理者になっていただかないといけないというつもりでおります。したがって、KPIのこともございますけれども、あの指定管理者がこの施設を管理されてるんだということで、新たな企業誘致もそこで行われるような、そういった企業さんをお招きしたいというふうに今考えているところでございます。そして、これによって、自走、先ほど出てまいりましたけれども、当然私どもは、その指定管理者のお力によって自走に持っていくんだということを常に念頭に置いて、この事業、令和5年度から取り掛かってきたわけでございますので、その点、委員の皆様にはご理解賜りたいというふうに存じております。

首藤委員 先ほどちょっと言いかけたことと全く同じことなんですけども、こういう事業が、箱ができてからそのあとの事業を考えるんではなくて、事業を作って、事業計画して、その見込みを作ってからそのハードのほうに取り掛かってもらいたいなっていうふうに思うところなんです。ほかの事業でもそうです。これ、改選前に決まったことなので、今の、僕はその前の決定の時は関わってないんですけども、ながと時間の

こともそう思います。なので、こういった事業を作る前にしっかりとその事業計画を先に立てていただきたいなというふうに思います。この IT 拠点に関して感じることは、その誘致したい企業さんもパソコン 1 つあればどこでも仕事できるんだったら、長門に来てする必要はないじゃないですか。雇うほうもそうですよ。そのオンラインで全てカタがつくような仕事であれば、そこは拠点になりうるのかっていうのに、そもそも疑問が残ってしまうわけなんです。例えば今の日本社会の中で生産地と消費地っていうのが分かれると思うんです。生産地っていうのは私たち田舎のことです。消費地っていうのは、これ実態を伴わない仕事をしての都会こと。また、生産地で作られたものを消費する人たちが住むところが消費地というふうに定義づけられると思うんですけども、よくその市長の答弁の中でも、DX 化すれば若者が来るみたいなことを言い方しますけども、生産地に必要なのは、ほんとに汗をかいて働く人が必要なわけなんだというふうに思うんですよ。一次産業の担い手不足っていうの、すごく言われてるわけでして、だから、ほんとにこの事業っていうのを、事業計画の立て方をもうほんとに考え直してほしいといういうのと、長門に必要なのが、こういうその IT なのかどうなのかっていうのを、こうしっかりとこう、もう 1 度考えていただきたいなというふうに思います。

**重廣委員長 答弁ができますか。**

**副市長** それでは、私からお答え申し上げます。委員、縷々ご指摘ございましたけれども、まずもってご理解賜りたいのは、現江原市長が、今 2 期目でございますけれども、最初の選挙に打って出た時、1 番の課題は人口減少に対峙すること、これに対応してどういうことをするか。その一丁目一番地の中に、デマンド交通もございますけれども、若者の雇用——いわゆる人口流出の一番の原因は若者の流出なんです。この流出をなんとか止める、そのためには何か。働き口です。この働き口をどう捉えるか。確かに今、企業誘致は一次産業から三次産業という形で全般にわたって進めておりますけれども、特に今の若者に人気のある仕事と言えば情報通信関連産業なんです。この情報通信関連産業に特化した誘致拠点を設ける、このことからこの事業がスタートしたことだけはご理解いただきたいと思います。現に今流出している若者、特に高校生なんですけども、市内には大津緑洋高校や長門高校ございますけれども、萩市に所在しています萩商工高校とかいったところから情報管理の企業を目指す、そこを目指して進学される方が実は 100 人近くいらっしゃいます。現に今この長門市内から通学しておられる方。そういった方々は萩商工を通じて情報通信関連産業に就職されてるというふうに伺っております。そういうところを、なんとかこういった施設を作って、地元に呼び戻したい。これがまず 1 番にあります。それと、大きな財源です。10 億円近いお金をこの本体の事業に使ってますけれども、半分は先ほど出ておりました国の交付金です。この交付金を獲得せんがためにいろんな計画、そして KPI を示してまいりました。5 億円近い交付金でございますけれども、なんとか了解を得て

この事業が始まったということはご理解いただきたい。まず、箱物の計画があつてということではなくて、そういう諸々の事情で、この人口流出を止めたい、そういう形でこの事業が進んできたということはまずご理解を賜りたいと存じます。それと、国庫関連の財源探しということもございましたので、このような経緯になったという点はご理解を賜りたいと存じます。

田村大治郎委員 2年前でしたか、予算委員会の際に我々も判断に困りまして、市長のどのぐらいの意気込みなのかということを伺わせていただきまして、そういうこともありますて、ちょっとこちら応援するような形というふうに私も態度示しておりますけれども、この施設が出来上がることで、先ほど国庫の補助金の目的外になるのかならないのかっていうところでちょっとお話しさせていただきましたが、地域のコミュニティにとって、この施設が出来上がったことで、例えば、先ほど言いましたけど、デジタルデバイドの解消であったりとかトランスフォーメーションの促進であったりとかいうことが、明らかに進んだねっていうふうな印象を持たれないといけないと思います。このあたりでの、今後のこの施設の活用について、副市長の現在のお考えをお伺いします。

副市長 委員ご指摘のとおりで、当然この施設ができるることによって地域コミュニティにいろんな波及効果が及ぶ。そのためにもいろんなミーティングルームやコワーキングスペースを設けているところでございます。そして、いわゆるカフェですね、カフェが入るような部屋も設けております。一方では、デジタルデバイドの解消に向けは、今年度もいわゆる装いを新たにしました地域交流プラザ。ここで相当の展開を今までやっているところでございます。しかし、このIT拠点施設の1番のメリットは、やはり今まで見たこともない、そういうIT企業がやってくる。そういうことで地元と化学反応を起こす、これも期待しているところでございます。当然、事前に今コンサルティングをお願いしています企業さんにおかれでは、地元の企業や一般市民を対象にした、いわゆるセミナーやワークショップ、こういったことも続けていただいておるところでございますから、引き続き、今度は舞台をこちらに移して、そういうことが展開できるように。当然、来年以降指定管理者がもし入ってきていただければ、その指定管理者にはお願いしたいというふうに考えているところでございます。

重廣委員長 それでは、ほかにご質疑もないで、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないで、討論を終わります。採決します。議案第11号において原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第11号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため、暫時休憩します。次回、再開を10時45分といたします。

— 休憩 10:37 —  
— 再開 10:45 —

**重廣委員長** 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第13号「長門市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び長門市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願ひします。

**企画総務部長** 議案第13号につきましては、特に補足説明はございません。

**重廣委員長** 補足説明はないようでございますので、これより質疑に移ります。質疑はございませんか。

**中平委員** 今の議案第13号の議案参考資料の2番、改正の内容のところの後半、「3歳に満たない子を養育する職員に対する育児に係る両立支援制度等の情報提供・意向確認等を行うための規定を設けるもの」とありますが、これを3歳に満たないというとこに縛った理由をお伺いいたします。

**総務課長** これまで、職員本人または配偶者が妊娠、出産等を申し出た時に、育児休業制度の個別周知と意向確認、これが義務付けられておりましたが、この度の法の改正によりまして、養育する子が3歳になるまでの適切な時期に仕事と育児の両立に関する個別の意向調査、配慮、これが義務付けられたということから、この法の規定に則りまして、3歳に満たない子を養育する職員として条例改正を行うものでございます。なお、今回の改正によりまして取得形態が多様化されます部分休業につきましては、その対象となる子の年齢は、正職員はこれまでと変わらず小学校に就学まで取得可能ですが、会計年度任用職員を含みます非常勤職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正によりまして、この度、正職員と同様、小学校就学前まで取得可能となっているところでございます。

**田村大治郎委員** この条例の改定によりまして、職員にどういうメリットがあるのか、いくつかご説明願えますでしょうか。

**総務課長** この度の改正によりまして、部分休業につきまして、議案参考資料にお示しさせていただいてますけど、第1号の形と、あと第2号っていう形で今回改正になります。第1号の形につきましては、これまでと同じように勤務時間の始めと終わり、これに1日につき2時間の範囲内で取得することが可能っていうことで、ここは変わりはありません。今回、新たに2号の部分休業という形ができまして、これにつきましては1年につき10日相当の範囲内で取得が可能になるっていうことでございまして——すみません、1号の部分につきましては、これまで勤務時間の始めと終わりだけだったんですけど、今度新たに真ん中の2時間だけとか、そういういた取得も可能になるっていうところでございます。こういった取得の方法が多様化することになりますので、これまで子の看護休暇等っていう制度はございましたけど、こういった取得の形態が増えることによりまして、例えばお子さんの保育園の行事に参加する場合ですか、お子さんの養育のために家事をする場合ですとか、そういうこれまで子の看護休暇等では取れなかったところの部分もこの育児部分休業を使って取得するよう

に可能になるところでございますので、こういった取得方法が増えることによりまして育児しやすい職場環境になるのかなと思っております。あと、意向確認、こういったところも義務付けられておりますので、それに基づきまして、こちらの職場環境の配慮、そういういたものが今後適切な形で努めていけるようになるのかなと思っております。

田村大治郎委員 意向確認を次に聞こうと思ってましたけれども、先に答えていただきました。ありがとうございました。これで休暇が取りやすくなるということで職員のメリットがあるということだったんですけれども、期間について、先ほど年間 10 日とか、それぞれ規定があると思うんですけれども、この期間の考え方も変更があるんでしょうか。

人事班長 委員おっしゃる期間の関係ですけれども、期間につきましては特に変更はございません。

田村大治郎委員 連続して取らなきゃいけないというものが、分散して取れるようになったとか、そういうことは今回ではなくて元々あったということですかね。はい、わかりました。じゃあ、意向確認の方法ですけれども、意向確認についての配慮と先ほどおっしゃいましたけれども、これまでとこれから配慮ってどのように違うのか、お願いします。

総務課長 これまでも、育児休業制度につきましては、妊娠、出産等の把握した段階で所属長が面談シートを用いて把握に努めておりました。今回、新たなどころにつきましては、この新たな部分休業っていう制度ができましたので、今、部分休業を取得されてる方についても、こういった制度を新たに周知しまして、こういった意向確認するようになります。例えば、部分休業につきましては、その年度につきましては、第 1 号の形で取得されるのか、第 2 号の形で取得されるのかっていうのを決めていただかないといけないっていうことになりますので、毎年度当初に、部分休業取得希望の方についてはどちらを選択されるのかっていうのを意向確認するようになるかなと考えております。

田村大治郎委員 毎年度当初に意向確認をするということでしたけれども、年度の途中で状態が変わる方もいらっしゃると思うのですが、といった場合、どうされるんでしょうか。

総務課長 一応、制度上は、1 号を選択されたら 1 号の形、その年度につきましては 1 号の形で、2 号選択されたら 2 号の形っていうことに制度上はなっております。

田村大治郎委員 はい、わかりました。今度は、ちょっと運営上の話ですけれども、例えば育児休暇であったりとか、こういった今回の条例で規定される休暇を取ろうとした際に、職場で 1 人人数が減るとか 2 人減るとか、それから業務をどうするかっていうことがあると思うんですけども、その辺りの配慮についてお考えをお伺いします。

総務課長 これまでも、育児休業を取得されてる方、あと部分休業されてる方が当然いらっしゃいますので、これまでと変わらず、職場の中で業務の分担をされるなり、あ

とは、職場によっては複数人が育児休業を取得されるっていう場合もございますので、そういったところにつきましては、正規職員のほうを配置したりですとか、あとは会計年度任用職員の方を雇用したりっていうことで業務の負担が偏らないような対応をしておりますので、引き続きそういった対応に努めていきたいっていうふうに考えております。

田村大治郎委員 はい、わかりました。先ほど義務化の話がありましたけれども、例えば、そういう職員が育児休暇なり取りやすくしていないというようなことがあった場合に、何か罰則ってあるんですかね。

人事班長 委員おっしゃった罰則ですけれども、特に罰則規定は法律上もございません。

田村大治郎委員 ということは、執行部側からは取得を促し、職場と言いますか、組織内ではその取得をしやすい環境を作り、取得をしたいと思ってる人は進んで取得ができるよということを理解した上で休業を取っていくと、そういうふうな環境を作つていかれるってことですかね。

総務課長 今委員おっしゃる通り、そういった取得しやすい環境につきましてはこれまでも努めてきたところではございますけど、今後につきましても引き続き取得しやすい環境に努めていくというところでございます。

重村委員 では1点だけ。今の質疑等聞いてて、年度当初にご本人の意向確認をしてというようなこともありましたけど、この条例改正の施行期日が10月1日ということで、今定例会で28日が本会議、そこで最終的な結論が出れば、10月1日というか、即、こう条例改正の対応になってますけど、この施行期日っていうのは年度当初じゃなくて下期からというような形になりますけど、そこらあたりっていうのは、法改正上でその10月1日付というような指定があったのかどうなのか。なければ、どうして10月1日の施行日、実施になってるのか、確認をしておきたいと思います。

総務課長 法の改正がございまして、その施行日が10月1日からっていうことになっておりますので、それに合わせて今回、条例改正の施行日も10月1日としているところです。先ほどちょっとお話をさせていただきました、部分休業を取得されてる方がいらっしゃいますので、現状取得されてる方についても、今回制度の改正を説明しまして、選択をしていただくようになるかなと考えております。

重廣委員長 よろしいですか。それでは、今一度、議案第13号の全般にわたりご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑もないでの、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成のかたは挙手願います。挙手多数です。よって、議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆様は自席で待機をお願いします。

— 休憩 10:56 —  
— 再開 10:57 —

重廣委員長 休憩前に引き続き、会議を始めます。最後に、議案第 12 号「長門市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明がありましたらお願ひします。

選挙管理委員会事務局長 補足説明は特にございません。

重廣委員長 補足説明はないようでございますので、これより質疑を行います。ご質疑ありませんか。

田村大治郎委員 お尋ねをいたします。このビラの改訂——ビラでだけでしたっけ、ビラとポスターですか、ですけれども、この公費負担の対象となる選挙はどのようなものがあるか、お尋ねいたします。

選挙管理委員会事務局長 ポスター作成、ビラ作成のほか、あと、選挙運動用自動車ですね。(「選挙名」と呼ぶ者あり)長門市長選挙と長門市議会議員選挙でございます。失礼しました。

田村大治郎委員 わかりました。これ、6月4日に法改正があったと。公職選挙法の。というふうに説明書にも書いてあります。で、この1枚当たりの作成単価が、ポスターが 500…

重廣委員長 すいません、スイッチお願いします。

田村大治郎委員 すみません。この公職選挙法の改正、一部改正ですけれども、今年度の6月4日施行ということで。この、国の法改正の条文にも、586円88銭と8円38銭、同じ金額が書いてございます。これは全国一律この金額という改定ではなかったように私は解釈をしてるんですけども、これ、長門市独自でこの金額設定することが可能なんではないでしょうか。

選挙管理委員会事務局長主査 委員おっしゃるとおり、長門市独自で設定することも可能ではございます。ただ、これまでの経緯から、国が3年に1回改定をしますので、それに合わせて、県内どこの自治体もそうなんですけども、この基準に合わせてやっているというのが実情でございます。

田村大治郎委員 今回ちょっとポスターの件につきましては——ポスターとビラって考え方方が違うと思います。ポスターって掲示板の数しか作りませんので、このあたりはいいんですけども、この法改正ですけれども、衆議院選挙と参議院選挙を対象として書かれておりました。ビラについてなんですが、衆議院議員の小選挙区における候補者1人あたりのビラの上限枚数、7万枚です。一方で、長門市議選が4,000枚、市長選で1万6,000枚なんですね。市長選ぐらいのビラの枚数があればいいのかもわかりませんけれども、衆議院選挙の小選挙区 7万枚を想定して決められたこの1

枚当たり 8 円 38 銭っていう金額を 4,000 枚の市議選に適用するのはちょっと金額として釣り合わないんじゃないかなと思うんですけど、このあたり、金額を設定された理由について、ビラも前回の選挙からですから、まだ日が浅いと言いますか、制定されてから日が浅いんですけれども、このあたり、7 万枚と 4,000 枚のこの差をこの 8 円 38 銭でまとめられた理由についてお尋ねいたします。

選挙管理委員会事務局長 ビラの作成費につきましては、今回の改正の分なんですけれども、こちらにつきましては、ビラの作成枚数が、5 万枚以下と 5 万枚以上を超える場合で改正をされておりまして、市長選、市議選とともに、1 枚あたりの作成単価は同じ金額の扱いとなります。よって、国の基準額に準じておるため、限度額の範囲内の公費負担としておるところでございます。

田村大治郎委員長 地元の印刷屋さんであったり県内の印刷屋さんに印刷をお願いすると思うんですけども、各候補者の方は。この 8 円 38 銭、そもそも金額ありきじゃなくて、立候補者が、お金あるなしに関わらず、立候補しやすくなるようにということで、この公費負担という制度があるんだろうというふうに解釈をしてます。これ印刷屋さんがこの金額ができる——ちょっと私はビラ作らなかつたので実はわからないんですけども、印刷屋のこの金額で、負担があるよう思うんですけども、そのあたりのリサーチっていうのはどのくらいかされてらっしゃるんですか。

選挙管理委員会事務局長 そういった検証はしてございません。

田村大治郎委員 このあたりをしていただきたいんです。これ、全国一律この金額を定めるっていうふうな改定であれば致し方ないところはあるんですけども、おそらくをいろんな選挙区があって、その地域ごとの実情があろうかということで、そのあたりの裁量があるんだというふうに思ってます。このポスターとか、ビラ。これは、なんというか、この 8 円 38 銭という金額、法律に書いてある金額そのままなんですけれども、これ、長門市ではきついんじゃないですかね。

選挙管理委員会事務局長 選挙公営につきましては、市区町村の条例で定めるところによりまして、限度額まで公費で負担することができるとされております。また、県内他市の状況を見ても国の基準額に準じておりまして、限度額の範囲内の公費負担としておるところでございます。

田村大治郎委員 先ほど、この条例が対象になる選挙というのが長門市長選挙とそれから長門市議会議員選挙というふうにおっしゃっておられました。まだ 2 年ぐらい時間があるんですけども、これを今回例えれば可決をしたとして、それまでの間にそのリサーチをしていただいて、実際に印刷事業者がこのぐらいの金額で印刷事業者の手出しなしにできるもんなのか、一応その事業に乗る形で印刷が可能なもののなかというふうなりサーチをしていただいて、もしそれが実際に当てはまつてないということになった場合には、またこれ改定が可能なもんでしょうか。それとも、もう今回決まったらこのまま行くというところですけど、どちらでしょう。

選挙管理委員会事務局長 印刷業者さんが被るっていうか、負担されることはないと  
いうふうに思っております。あくまでも限度額を超えた分は候補者の方の自己負担と  
いうふうに考えております。よりまして、先ほど申し上げましたけれども、限度額まで  
公費負担でしておりますので、その限度額を超えての公費負担というか自己負担分  
の補填というものは今のところ考えておりません。

田村大治郎委員 はい。なんとなくわかってきましたけれど。なので、印刷事業者が実  
際にこう請求される金額が、限度額というか、1枚あたりの作成単価を上回った分に  
ついては候補者が手出しをすると、そういうふうな考え方でこの条例作ってらっしゃ  
るということですね。じゃあ、皆さんがあれをどう考えるかということになってくるかな  
と思います。では、もう1点お伺いします——ビラについて何かありましたら、私、一  
旦ここで終えますんで。

首藤委員 ビラの限度額、上限ありましたけど、先ほど田村委員のお話で言うと、この  
金額掛ける4,000枚だと限度額で足りなかつたはずなんですね。だから、選挙に出  
る人の負担を減らそうと思うと、この金額ではダメなんではないかなというふうに僕も  
思います。(雑談あり)

重廣委員長 すいません、今、個人的に1人ずつ意見を言われると執行部が悩みま  
すので、執行部の答えられる質疑をしていただきたいと思います。

首藤委員 先ほどの田村委員と同じで、まだ次の選挙まで時間があるので、今これ決  
める必要がないんじゃないかなというふうに思うんです。もうちょっとリサーチした上  
で決めたほうがいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

選挙管理委員会事務局主査 今、市場調査というところで、確かに必要性というのは正  
直今回の市議選を通じて必要だなというところは実感としてありました。例えば、この  
市議選の4,000枚が今回の市議選から初めて適用されたとこだったので——ポスター  
につきましてはもうずっとあったものですから、正直、何回かのタイミングで市場調  
査、長門市の状況というのは調べた上でこの公費負担の限度額だったんですけど  
も、ちょっとビラの方は初めてというところがありまして、実際に7.73円、いや、ちょ  
とやれないというお話を現場で私たちも目の当たりしました。ですから、今言った市場  
調査も含めた可能性を検討して、2年後ですかね、市長選挙がございますので、だか  
ら、決してしないってわけではなくて、必要性というのは感じているというところで、ま  
た検討ができたらと思っております。

田村大治郎委員 この6月の法改正ですけれども、これ、選挙運動用の通常はがき  
についても改正があったんですけども、今回の条例にはそれが入っておりません。これま  
でもはがきについての公費負担はなかったんですけども、これは、その法律の  
改正に関連して条例に追加するというふうな今回は検討はされなかつたですか。

選挙管理委員会事務局長 今回の改正について、選挙運動用はがきは入ってござい  
ません。

田村大治郎委員 では、今後についてのお考えをお伺いします。

選挙管理委員会事務局主査 今、局長申したとおり、ちょっとこれまでやってきていいな  
いところでございます。なので、ちょっと月並みですが、県内他市の状況等を踏まえて  
必要性があるかどうか、ちょっと検証させていただけたらと思います。ちょっと今この  
場では明確なお答えができないかと。申し訳ございません。

田村大治郎委員 この公費負担の制度ですけれども、この根幹というのが、お金のあ  
るなしに関わらず、誰もが選挙に立候補し、有権者に政策を訴える機会を得られるべ  
きということを目的としておりますので、そのあたりもご検討いただけるかどうか、今  
伺いましたけど、もう一度お願ひいたします。

選挙管理委員会事務局長 先ほど主査も申しましたように、県内の他市の状況も検  
討しながら、引き続き検討してまいりたいと思っております。

重廣委員長 ほかにご質疑もないで、質疑を終わります。討論を行います。ご意見  
はありませんか。

首藤委員 反対の立場で討論します。というのも、先ほど言ったとおり、まだリサーチ  
ができるない状態で、これ今条例としてあげる必要はないんではないかというふうに  
思いまして、まずリサーチが済んだあと、再度これを上程し直すということにしたらい  
かがかなというふうに思いまして、討論とさせていただきます。

重村委員 それでは、賛成の立場から討論に参加させていただきます。自治体の執  
行部というのは、法改正があれば、即、改正をしておくというのが私は大原則にある  
いうふうに思ってます。上位法が変われば、それを置き去りにして、できる時にという  
レベルでは、私は自治体は経営はしていかれないというふうに思います。確かに、本  
日の質疑を聞いて、例えば、誰もが出れる選挙にする。立候補者の負担をかけないよ  
うな適正な金額を設定する。それから 1 つは、経済活動という面から見れば、その印  
刷会社の方に負担をかけない、きちんとその選挙というものを通じて 1 つの企業とし  
て、生業として成り立つ金額の設定っていうのは必要だというふうな認識を持ってま  
す。しかしながら、今回の条例の改正っていうのは、上位法が変わって、自治体として  
やらなければいけない改正を提起するものであります。よって、私は、今回の条例に  
ついては賛成の立場から討論とさせていただきます。

重廣委員長 ほかにご意見はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 12 号について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 12 号は原案の通り可決すべきものと決定しました。以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。これで総務産業常任委員会を散会いたします。どなたもご苦労様でした。

— 散会 11:13 —